

保管場所標章の注意事項等の印刷

A 標章裏面

注 意 事 項

- 1 この標章は、はりつけたあと、はがせば再使用ができない構造になっています。
- 2 この標章をなくしたり、破れたり又は識別できなくなったときは、再交付を受けることができます。

B 標章表はがし紙

はがし紙 ①

この標章は、はりつけたあと、はがせば再使用ができない構造になっています。

標章のはりかたは、透明保護シールのはがし紙③にあります。

D 透明保護シール はがし紙 ③

標章のはりかた

はりつける場所は、洗剤などで油膜やほこりをふきとって下さい。

(うしろのガラスに車内からはる場合)

- 1 はがし紙①をはがしてはりつける。
- 2 はがし紙②をはがす。
- 3 はがし紙③を半分はがし、透明保護シールを標章の半分にはりつける。
- 4 ③ののこりをはがし、はりつける。

(車外にはる場合)

- 1 はがし紙②をはがしてはりつける。
- 2 はがし紙①をはがす。
- 3 はがし紙③を半分はがし、透明保護シールを標章の半分にはりつける。
- 4 ③ののこりをはがし、はりつける。

C 標章裏はがし紙

はがし紙 ②

注 意 事 項

- 1 この標章は、定められた場所にはりつけることになっています。
- 2 標章のはりかたは、透明保護シールのはがし紙③にあります。
- 3 この標章は、はりつけたあと、はがせば再使用ができない構造になっています。
- 4 この標章をなくしたり、破れたり又は識別できなくなったときは、再交付を受けることができます。

製造管理番号印刷欄

